

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から50年1月まで
② 昭和57年2月

申立期間については、婦人会に毎年1年分の国民年金保険料を前納していたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②を含む昭和57年1月から同年12月までの国民年金保険料を前納していたが、57年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、国民年金の被保険者でなくなり、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金被保険者記録欄には被保険者でなくなった日として57年3月1日と記載されている。しかし、社会保険庁の記録では、国民年金の被保険者資格喪失日は57年2月28日とされているとともに、57年2月から同年12月までの保険料は還付され、申立期間は国民年金の被保険者となっていないが、国民年金手帳の記載から当該期間は任意加入被保険者として国民年金の被保険者であると認められる。

一方、申立期間①については、昭和46年3月に結婚してすぐに国民年金の加入手続を行い、婦人会に国民年金保険料を年払いしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年2月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳にも50年2月1日任意取得と記載されていることから、当該期間については任意加入期間であり、^{さかのぼ}遡って国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から提出された申立人の夫の給与所得の源泉徴収票の写しに

記載された社会保険料の金額について、当時の厚生年金保険料額、健康保険料額及び国民年金保険料額を基に試算したが、申立期間の国民年金保険料が含まれているものとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年11月まで

私は、申立期間当時、A事業所で、住み込みで働いていた。

A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同事業所の家族と一緒に納付組織を通じて国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時住み込みで働いていたA事業所の社長によれば、申立人は、中学校を卒業してから結婚するまで確かに同社長宅に同居し、家族同様に生活していたので、同社長が申立人の国民年金保険料についても一緒に納付していたと証言しており、同社長の当該期間の保険料は納付済みであることから、申立人が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和52年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月30日から同年8月21日まで

私は、昭和51年1月12日から52年8月20日まで、A社に勤務していたが、社会保険事務所の記録を確認したところ、私の同社における資格喪失日が同年6月30日と訂正されていた。

私が昭和52年8月20日までA社に勤務していたことは事実なので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録により、申立人は、昭和52年8月20日までA社に継続して勤務していたことが確認でき、社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票についても、申立人に係る資格喪失日は、当初、同年8月21日と記載されていたものをさかのぼって同年6月30日と訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和52年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録をさかのぼって同年6月30日に訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同社は、同日において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同社について、適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 52 年 6 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 8 月 21 日であると認められる。

なお、昭和 52 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、同年 5 月の社会保険事務所の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月31日から同年4月1日まで
昭和62年4月1日付けでA社B支店から同社本部に転勤したが、同年3月の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を含め同社に勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給与明細書、A社による在職証明書、辞令簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和62年4月1日付けでA社B支店から同社本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日

私は、昭和45年3月からB社とその関連会社に勤務しており、現在も在職中であるにもかかわらず、53年10月の1か月分の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社の人事担当者、健康保険組合の担当者及び同僚の証言により、申立人は、B社の関連会社に継続して勤務し（昭和53年11月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和53年9月の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間はA市に住んでおり、国民年金の加入手続は昭和 53 年ごろに、私がA市役所で行った。国民年金保険料はA市のB郵便局で妻が納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその妻の保険料の納付金額、納付の時期についての記憶が曖昧である^{あいまい}である上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、当初は未加入期間ではなく未納期間とされており、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が昭和 58 年 9 月に発行されていることから、現年度に納付されていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②については、社会保険庁及びA市の記録から、当初国民年金保険料の納付を免除されていたものが、昭和 60 年 1 月に保険料の免除が取り消され未加入期間とされたことが確認できる上、未加入期間とされた後、申立人が国民年金に再加入し当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から45年1月まで

結婚前は国民年金に加入していたが、結婚後は加入手続をしていなかったところ、兄から加入を勧められ、A市役所の兄の知人のところに兄の紹介状を持って加入手続を行い、それ以前の5年分の国民年金保険料を一括納付したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年初めに兄の紹介状を持って、A市役所で国民年金の加入手続を行い、^{さかのぼ}遡って5年分の国民年金保険料を市役所で納付したと主張しているが、申立人の夫は共済組合員であることから、申立期間については、任意加入対象期間であり、^{さかのぼ}遡って資格取得及び保険料納付を行うことはできない上、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の被保険者名簿に45年2月21日任意取得と記載されており、申立期間は国民年金に加入していなかったものと考えられるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料をA市役所で一括納付したと主張しているが、同市役所では、過年度保険料及び特例納付保険料を収納していなかったとしていることから、同市役所では納付できなかったものと考えられ、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から63年12月まで
昭和40年ごろ、自営で設備等の工事をするようになり、申立期間は住所を3回変わっているが、申立期間の国民年金保険料は亡くなった妻が納付していたと思うので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成16年4月に脱退手当金の裁定請求を行った際に、社会保険事務所に提出した書類の中で国民年金に加入したことがないと回答している上、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 11 日から 47 年 10 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 3 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで

申立期間①はA社で部品注文の仕事、申立期間②についてはB社で商品のセット販売、申立期間③についてはC社本店のサービスカウンターで受付をしていた。社会保険事務所の記録の期間が間違っているため、すべての申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社、B社及びC社に勤務していたことは、それぞれの会社の同僚の証言又は雇用保険の記録により確認できるものの、申立人がすべての申立期間において、それぞれの会社に勤務していたことを裏付ける同僚の証言及び雇用保険の記録は得られず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①に係るA社は、昭和45年6月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間の勤務を確認できる人事記録等の関係書類を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

また、A社については、当時の事業主の妻が「申立人は我が社が昭和45年6月1日に適用事業所でなくなったときには既に退職していた。」と証言している上、同社の同僚からも申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

申立期間②に係るB社は、昭和50年10月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間の勤務を確認できる人事記録等の関係書類を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

また、B社の同僚からは、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

申立期間③に係るC社は、平成5年9月27日に適用事業所ではなくなっており、申立期間の勤務を確認できる人事記録等の関係書類を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載が無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

また、C社に係る同僚からは、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 25 日から 37 年 4 月 26 日まで
② 昭和 37 年 4 月 28 日から 41 年 8 月 31 日まで

申立期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 11 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の申立期間である 2 回の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したことなどもあって番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 20 日から 43 年 10 月 21 日まで

A社に勤務した期間については、脱退手当金を受け取ったが、申立期間については脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されており、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金が受給されたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立人が受給を認めている期間と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月8日から22年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社には、昭和21年10月8日から22年6月13日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間について加入の記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人が提出した履歴書の写しから推認できる。

しかし、A社は、昭和25年6月30日に適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、創業当時から勤務していた常務取締役の厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ昭和22年4月1日であること、及び申立人と同職種の複数の事務職員についても同日に資格取得していることから、当該事業所においてはすべての社員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。